

第四回館山市議定会定例会會議錄

(第一号)

昭和四十四年十二月招集

第四回館山市議会定例会会議録(第一号)目次

日	時	三
場	所	三
出席議員	三	
欠席議員	四	
出席説明員	四	
出席事務局職員	六	
議事日程	六	
開	会	八
出席説明員の報告	八	
議案の配付	八	
会議録署名員の指名	九	
会期の決定	〇	
提案理由の説明	二	
議案の上程(議案第六十九号)	二	

議案の内容説明

.....

一一二

採 決

.....

一一四

議案の上程（議案第七十号）

.....

一一五

議案の内容説明

.....

一一五

採 決

.....

一一六

議案の上程（認定第一号、認定第七号、議案第七十一号、議案第八十二号）

.....

一一六

議案の内容説明

.....

一一七

延 会

.....

一一六

本日の会議に付した事件

.....

一一六

第四回館山市議定会定例会會議錄（第一号）

昭和四十四年十二月招集

一、昭和四十四年十二月十五日（月曜日）午前十時

一、館山市議会本会議場

一、出席議員 二十六名

一番 吉田 勇治郎

二番 石 井 輝 久

三番 嶋 田 石 蔵

四番 伊 賀 多 朗

五番 藤 田 益 治

六番 磯 辺 博

七番 白熊盛太郎

八番 黒 川 正

九番 三 幣 勇

一〇番 西 村 真 次

一四番 諫山ヨネ子

一五番 石 井 正

一六番 五十嵐 昇

一七番 江 田 徳 太 郎

一八番 安 西 益 男

一九番 鳥 野 茂 樹 郎

二〇番 中 村 省 吾

二二番 小 沢 恵 太 郎

二三番 飯 田 幹 男

二四番 田 中 祿 郎

二五番 田村源治郎

二七番 安沢徳順

二九番 鈴木市蔵

一、欠席議員 二名

一番 菊井敏博

二六番 秋山六三郎

二八番 望月照正

三〇番 山口康

一二番 小柴孝

出席説明員

市長 本間 讓

助役 島山 伝

収入役 高木 哲三

秘書課長 太田 博雄

人事課長 小沢 正治

企画課長 伊藤 幸太郎

庶務課長 小倉 澄男

財政課長 長谷川 広治

市民課長 山口 実

調査課長 石渡 東

収納課長 横溝 功

農産課長 石井 謀

水産課長	商工觀光課長	土木課長	建築課長	衛生施設課長	保健衛生課長	福祉事務所長	市民センター館長	診療所事務長	消防課長	消防本部次長	教育長	教育委員會 庶務課長補佐	教育委員會 學校教育課長	教育委員會 保健體育課長	教育委員會 社會教育課長	選舉管理委員會 書記長
谷 貝 茂 生	山 田 俊 康	飯 田 治 男	池 田 春 雄	大 嶋 重 義	網 島 憲 治	芥 藤 武 男	羽 山 房 雄	吉 岡 政 雄	星 野 清 之 助	岩 田 実	高 木 正	黒 川 芳 郎	遠 藤 一 郎	川 上 賢 爾	小 宮 義 夫	鈴 木 力

一、出席事務局職員

監査委員長	石原 齊
事務局長	岩崎 一郎
農業委員長	
事務局職員	
事務局局長	高梨 清一
事務局長補佐	高尾 豊
書記	兵藤 恭一
書記	錦織 陸子
書記	渡辺 弘
書記	庄司 徹
書記	木高 松雄

一、議事日程(第一号)

昭和四十四年十二月十五日午前十時開議

日程第一 会議録署名員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第六十九号 市有財産の売却について

日程第四 議案第七十号 昭和四十四年十二月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

認定第一号 昭和四十三年度館山市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第二号 昭和四十三年度館山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 五

- 認定第三号 昭和四十三年度館山市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第四号 昭和四十三年度館山市と畜場特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第五号 昭和四十三年度館山市休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第六号 昭和四十三年度館山市館山ユースホテル特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第七号 昭和四十三年度館山市南部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第七十一号 館山市漁業近代化資金利子補給条例の制定について
- 議案第七十二号 館山市農村協同館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第七十三号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第七十四号 館山市附屬機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第七十五号 市道路線の変更について
- 議案第七十六号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第七十七号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算（第五号）
- 議案第七十八号 昭和四十四年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 議案第七十九号 昭和四十四年度館山市簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 議案第八十号 昭和四十四年度館山市と畜場特別会計補正予算（第一号）
- 議案第八十一号 昭和四十四年度館山市休養施設特別会計補正予算（第二号）
- 議案第八十二号 昭和四十四年度館山市館山ユースホテル特別会計補正予算（第二号）

開 会

(八)

午前十時十八分 開 議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十六名、これより第四回市議会定例会を開会いたします。

出席説明員の報告

○ 議長 (西村真次君) 本定例会の議案審議のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、本間市長、畠山助将、高木収入役、太田課長、長谷川課長、小倉課長、伊藤課長、小沢課長、山田課長、池田課長、飯田課長、石井課長、山口課長、石渡課長、横溝課長、斉藤所長、谷貝課長、大嶋課長、羽山館長、鈴木書記長、石原局長、岩崎局長、吉岡事務長、星野消防長、岩田次長、高木教育長、遠藤課長、川上課長、小宮課長、黒川主事以上の者が出席する旨の報告がありました。

議案の配付

○ 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

○ 議長（西村真次君） 日程第一、会議録署名員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名員に一番議員吉田勇治郎君、二番議員田村源治郎君以上両君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会 期 の 決 定

○ 議長（西村真次君） 日程第二、会期の決定を行ないます。

本定例会の会期につき、議会運営協議会の意見は本十二月十五日より十二月十九日までの五日間ということでありま

す。
おはかりいたします。会期を五日間と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。よつて会期は十二月十五日から十二月十九日までの五日間と決定いたしました。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

○ 議長（西村真次君） これより本定例会の案件につき市長の説明を求めます。本間市長。

（市長本間 譲君登壇）

○ 市長（本間 譲君） 本日、館山市第四回定例市議会を招集いたし、付議いたします案件は、認定関係七件、条例関係五件、一般議案関係三件、予算関係六件であります。

まず、認定関係につきましては、昭和四十三年度館山市一般会計ほか六特別会計にわたる歳入歳出決算につき、法の規定に基づいて市議会の認定に付するものであります。

次に、条例関係といたしましては、漁業近代化資金助成法の規定による七〇トン未満の漁船の新造等に伴う借り入れ資金に対し、本市が利子補給を行なおうとする漁業近代化資金利子補給条例の制定、また租税特別措置法の改正に伴う長期譲渡所得に対する市税の特例に関する事項を規定しようとする市税条例の一部改正、また昭和四十五年度より四カ年計画をもつて全市道の舗装化を促進するため諮問機関として市道舗装化推進審議会を設置するため、附属機関設置条例等の一部改正があります。また、安布里地区に建設中であつた農村協同館の完成に伴い公の施設として、法の規定によりこれが設置及び管理に関する条例の制定、十二月に支給する期末手当に対する特例の条例制定がおもなるものであります。

次に、一般議案関係といたしまして、市民センター寄りの市道路線の取りつけがえによる変更、県ろう学校用地として県に売却する市有地の売り払い。去る九月本市職員が清掃業務に従事中、上真倉地先において起こした自動車による

交通事故にかゝるる損害賠償について、その後被害者との示談成立もありましたので、損害賠償の額を定めることについて議決を求めようとするものであります。

次に、予算関係としまして、一般会計ほか五特別会計に及ぶ予算の補正であります。一般会計歳出にあつては、まず総務費関係では、本月二十七日執行の衆議院議員選挙関係費二百十二万三千円、民生関係では老人福祉センター建設に伴う設計委託百五十万円、児童措置費三百八十五万三千円、生活保護費八百八十五万七千円、衛生費関係では隔離病舎組合負担金四十万一千円、郡市医師会病院レントゲン車購入補助百二十五万円、水道費においては、仮称西部簡易水道調査認可設計委託二百万円、農林水産業費においては稲作特別対策事業補助金七百九十五万三千円、野菜指定産地出荷近代化事業補助百七十七万三千円、畜産費では豊房育成牧場関係費一千七百九十九万一千円、商工関係費では、やし保護対策、駅前花壇整備費九十万円、土木関係では道路維持費百六十一万円、同新設改良費百五十万円、用悪水路工事費六十六万四千円、教育費では継続費年割額の変更に伴う北条小学校建築工事請負費五千五百万円の減額がおもなものであり、なお各款にわたり二千六百万円余の人員費の補正があり、この歳出合計額は二千四百五万円となりますが、これが財源として国、県支出金二千二百八十六万五千円、地方債千六百万円の減額、その他特定財源三百四十四万四千円のほか、他を一般財源により充当しようというものであります。

この予算に合わせて、継続費の補正は北条小学校移転改築事業年割額の変更、債務負担行為補正として南総地方教育センター敷地購入に対する債務負担行為の追加等、地方債補正として小規模草地改良事業三百九十万円、北条小移転改築事業債の減額二千万円がおもなものであります。

このほか、国保会計七十七万七千円、簡易水道八十八万四千円、と畜場四万五千円、休養施設五十二万二千円、ユース・ホステル四十八万三千円などであります。

以上、簡単な説明に尽きるわけですが、詳細につきましては、各関係課長を出席させておりますので、慎重な御審議のほどをお願い申し上げます。一言提案理由の説明といたします。(拍手)

○ 議長 (西村真次君) 市長の説明を終わりました。

この際議事について申し上げます。日程第三議案第六十九号、日程第四議案第七十号の両議案については、当局より本日先議してほしい旨の申し出があります。よつて両議案は本日先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、議案第六十九号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第六十九号 市有財産の売却について

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明を求めます。

○ 市長（本間 讓君） ただいまの議案につきまして概要を御説明申し上げます。

この土地は千葉県立ろう学校の敷地でございます。これは昭和三十二年の六月十日にお貸ししたわけでございますが、その当時は十年以内に買い取る。こういうような約束もありましたので、それに基づきまして、昭和四十一年八月から県のほうに約束に基づいて買収していただきたい。こういう交渉をしたんですが、なかなか話がはかどりません。ようやく今回北条小学校を建てる資金にもするのだということやなんかでもつて、知事のほうも了承されました。お買いを願うことになつたわけでございますが、これは大体坪二万五千円というようにございまして、これはあすそのものですと建物が建つていますから、建物が建つていると大体地価というものはどこでもその借地権がございまして、普通にさら地で売るよりもはるかに安い。こういうようなこととございまして、これは常識でございますが、いずれにいたしましても、二万五千円というようにございすけれども、その内容を申し上げますと、市民センターの脇の県の教育センターの敷地を含んだ価格、こういうことに結論はいつたわけです。あれはあそこに建てさせるときには買収するからということと一千万円、当時の山下教育長は一千万円の予算があるから買うからということとあれを造成してただで貸してあつたわけです。それから、今のろう学校の地所も五年ぐらいは無料で貸しておつたそうです。その後は多少地代を取つておつたそうですが、この教育センターも買収するからそれまで無料にしてくれということとあつたわけですが、そんな関係上買収を強く迫つたわけですけれど、実は、よそではみんな地所を提供するからあつたものをつくつてもらいたい。こういう猛運動があつて、現によそでもそういうことをやつているんだから館山だけそういうことではいろいろの面です。ということとあつたわけですが、私のほうはそんなばかなこと、なぜそのときにそういうことを言わないか。山下教育長はすぐやめちやいまして、取りつけるまがないようなこととございましてそれでいろいろ折衝した結果、ろう学校の地所にそれを含んだものというように話が出来たわけですが、です

から、売る内容は教育センターの地所も含んだ価格でということと話がついたわけでございます。

教育センターの地所の価格は、一千五十万というようなことでこちらのほうは計算ができておるわけでございまして、この坪数は八百三十二坪ですか、現在開発公社の名前になつておるわけです。ですから市のほうでは、これがお金をいただけ、それだけのものを開発公社のほうに払うという形になるわけですね。そういうわけで、いろいろとたすたやつた結果、そういう妥協案と申しますが、そういうことでございますから、この点を御了承の上に御審議、御検討をいただきたいと思ひます。詳しいことは財政課長のほうから御質問に応じますから、いろいろ筋書だけを私が申し上げたわけでございます。よろしくどうぞ。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四、議案第七十号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第七十号 昭和四十四年十二月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明願います。

○ 人事課長 (小沢正治君) 議案第七十号昭和四十四年十二月に支給する期末手当の特例に関する条例の内容について御説明申し上げます。

第一条で目的をうたいましたように、今年の十二月に支給いたします期末手当の特例を定めようとするものであります。

第二条が一般職員の期末手当でございます。館山市職員給与条例の第十五条第二項にその手当の支給方式が規定してあるわけでございますが、その額に要するに百分の五十を追加して支給いたしたいというものでございます。当然在職期間に応じて、八割、六割、三割という段階がございますので、この表によつてそれぞれその者の在職期間に応じて減額する仕組みでございます。それから第三条は館山市長、助役、収入役に支給する期末手当につきましては館山市長助役、収入役の給与及び旅費に関する条例で定めがあるわけでございます。その額に一般職と同率の百分の五十を乗じて得た額を

追加して支給したい。教育長の期末手当につきましては、鉾山市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例第三条の規定によりまして、市の一般職の例によるという規定がございますのでその規定に基づきましてこの特例の第二条の規定を準用して支給いたしたい。それから、議会議員の期末手当の支給に関しましては、非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例第七条の第二項で規定があるわけでございますが、その額に同じく同率の百分の五十を乗じて得た額を加えて支給をしたいというものでございます。簡単でございますが、説明を終わります。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議 案 の 上 程

○ 議長（西村真次君） 日程第五、認定第一号乃至第七号及び議案第七十一号乃至第八十二号を一括して議題といたします。

この際申し上げます。ただいま議題となりました各議案は、まずこれよりこれが内容説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。よつて決しました。

議案の内容説明

○ 議長（西村真次君） これより順次説明を求めます。
まず決算書は第一号から第七号までを一括して説明を求めます。

認定第一号 昭和四十三年度館山市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第二号 昭和四十三年度館山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第三号 昭和四十三年度館山市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第四号 昭和四十三年度館山市と畜場特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第五号 昭和四十三年度館山市休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第六号 昭和四十三年度館山市館山ユース・ホテル特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第七号 昭和四十三年度館山市南部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(市長本問 譲君登壇)

○ 市長 (本問 譲君) ただいま上程いたしました認定第一号乃至第七号にわたる昭和四十三年度館山市一般会計歳入歳出決算及び六特別会計歳入歳出決算につきまして、御審議わずらわすわけであります。

御承知のとおり、本決算につきましては、法の規定するところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定を得ようとするものであります。

顧みまするに、昭和四十三年度の地方財政は国の高度成長の中で、実質経済成長率一四・三%となつて、戦後最大の景気を実現した反面、国際収支の天井が高まつた今日、国際均衡と並ぶための国内景気調整策、合わせて減税政策、過密、過疎等の地方自治体に及ぼす影響は、地方自治体の財政格差の増大を見る現況となりつつあります。

このような情勢の中において、館山市が高度化、合理化の時代要請にこたえ、市民福祉の向上、発展を期するにはどうしても急拠整備しなければならぬ問題が、また近代化された公共事業等数限りない諸問題があり、これらを貴重な財源の中で、より健全性、弾力性を保持しつつ最善の努力をして参りました。特に予算執行にあたり、前年の決算審査特別委員会さらには予算審査特別委員会より御指摘、御要請のまつた事項を十分配慮、検討しまして、真に六万市民一体となつた行政執行に効果を上げるよう、努めて参つたわけであります。

年度当初施政方針に述べましたように、観光、産業、教育を基盤としましての積極的な行政を推進したのであります。その具体的なものとしまして、市勢発展の根幹をなします道路網の整備、房総西線の電化促進、農業をはじめ畜産、牧場の造成また漁業の構造改善、施設の近代化をはかり、合わせて市民生活上不可欠ともいふべきキャンプ対策、交通安全

全対策、上水道施設及び簡易水道施設の推進を急ぎ、さらには住民福祉向上の場とする市民センター、青年館の建設に努力をして参り、次に観光施策については、四季型観光に必要欠くべからざる南国ムード豊かな海岸道路のやし並木の植栽、城山公園の整備、くじやく園の建設を行ない、これら諸設備の整備を実施して参りました。

教育施策については、住みよい環境の中から教育効果の向上をはかり、房南中の新築、北条小の建築用地の確保、一部幼稚園二年制の実現、P.T.A負担の軽減さらには食生活の改善を通じて教育効果と児童及び生徒の心身の健全を発達をはかるため、組合立給食センター設立認可を決定、建設に踏み切つたのであります。

以上、その概要について御説明いたしました。主要の成果につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等により御了承をたまわりたく存じますが、もちろんこの間には、議会をはじめ各位の全面的な御協力と御支援をいただいたのであります。この結果、幸いにも一般会計ほか六特別会計歳入合計十六億千九百十五万円余、同歳出合計十五億七千八百六十六万円余、実質収支は四千四十八万円余の繰り越し金を生み、決算をとげることができ、これもひとえに市議会各位の御協力によるものと感謝いたします。

なにとぞ慎重なる御審議のほど、お願い申し上げます。

○ 議長 (西村真次君) 議案第七十一号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第七十一号 館山市漁業近代化資金利子補給条例の制定について

○ 水産課長 (谷貝茂生君) 議案第七十一号につきまして御説明申し上げます。

この漁業近代化資金利子補給条例でございますが、農業面につきましては、すでに八、九年前からこの助成法という

ものがありまして、農業面に対して補給を市でも条例を設けましてやつておりまして、すでに水産面におきましては、八、九年遅れておるわけでございますが、今回よりやく国におきまして、この助成法というものが敷かれまして、よりやく実施の段階になつたわけでございますが市におきまして、法律に基づきまして、おのの三年間に限りまして、利子補給を行ないたいということ、今回この条例をお願いするものであります。

すなわち、国におきましては、最近における漁業をめぐる諸情勢というものに対処しまして、漁業の近代化というものが非常に強力に推進しなければならぬというわけでございます。漁船、漁具、養殖施設、その他の漁業の施設等の生産手段の整備、拡充というものが必要なわけで、それには長期、低利の資金の融通を円滑にする必要があるとさうことで、一方漁業協同組合等の系統金融機関におきます資金量というものが非常に充実されつつありますが、金利コストが高くて長期、低利の融資の要請にこたえることが困難な情勢にあるわけでございます。このような情勢から漁業者に対し、長期かつ低利の施設資金流通を円滑にするために、漁業協同組合等系統金融機関の資金を活用してこれについて国が県の助成による利子補給に対してめんどうを見ていこうということでございます。これらによりまして、漁業者の発展を合わせてやつていこうということでございます。

この助成法は法律第五十二号によりまして、本年の八月一日に施行されております。県におきましては、本年十月十一日に県規則八十号につきまして、千葉県漁業近代化資金利子補給規則というものを制定いたしました。八月一日から適用することになつたわけでございますが、その国の助成法の概要を簡単に申し上げますと、基本的な仕組といたしましては、漁業協同組合等の融資機関が漁業者に貸し付ける漁業近代化資金について国が県の行なう利子補給の措置に対して助成し、またはみずから利子補給を行なうということでございます。借り受けの資格者は漁業を営む者、水産加工業者、漁業協同組合及び水産加工業協同組合、それから漁協の連合会、水産加工の連合会ということござい

ます。融資機関は漁業系統の金融機関ということで、漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫ということに相なっております。

資金の種類といたしましては、漁船を主といたしまして、漁具、養殖施設、漁業共同施設の水産加工施設、共同利用におけるいろいろの施設、償還期間につきましては、二十年以内ということで、それぞれ種目によつて異なっておりますが、据え置き期間は三カ年間、最高限度額の利子につきましては、別に政令で定める。最高限度額につきましては、借り受け者が個人の場合は最高四千万、共同利用施設については最高一億までということで、詳細については政令で定めることになっております。融資率につきましては、やはり全額ということではなく、健全な経営をけかつていくということ、八〇%を上回らない程度の限度額でございます。

それから、利子補給率でございますが、個人施設の場合、漁船は七〇トン未満ということになっておりますが、大体漁協の関係と中金との関係で資金の率が違いますが、信連の場合には九%、農林中金の場合には八・八%、漁船をたえば建造して借りるという場合には、国が一%、県が一%、三年間に限り〇・五%ずつ追加していくということで、漁船だけにつきましては、市におきまして、三年間に限り〇・五%だけ持つてもらいたいということが要望として参つておるわけでございます。

それで、漁船以外のものにつきましては、やはり最終的な利子としては六分になるように国と県がめんどろを見ていくということでございます。共同利用施設につきましては、七%に最終的に漁民が借りられるように国と県でめんどろをみていくということでございます。これに基づきまして、審議会にかけましたけれども、〇・五%では少ないんじゃないかという御意見等もございましたが、漁船の場合には、百分の一度度の市の奨励規定でもつて出すことになっておりますので、一応この程度のもをというところで、基本的なこの条例を今回お願いしようというものでございます。

第一条は目的でございますが、漁業経営の近代化の推進のために必要な生産施設等の整備をかける。そのために二条で定める融資機関に対し、この条例に基づいて予算の範囲内で利子補給金を交付する。

定義としましては、国の漁業近代化資金助成法に基づく資金、こういった意味でございます。

利子補給につきましては、年五厘を三年間に限りめんどうを見るといふことでございます。

四條、これは目的以外に使つた場合には打ち切るのだ。あるいは返還を命ずるという意味でございます。もちろん五條におきましては、この利子補給金を交付した場合には、それぞれ実績報告を徴するのだということで、この条例施行にあたりまして、細かい点につきましては、委任に基づきまして、別に規則でもつて定めたいということでございます。八月一日から適用するようにお願いしたいと思います。こういうことで原案を提出した次第でございます。よろしくお願ひします。

○ 議長 (西村真次君) 議案第七十二号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第七十二号 館山市農村協同館の設置及び管理に関する条例の制定について

○ 農産課長 (石井 謀君) 議案第七十二号につきまして御説明申し上げます。

館山市農村協同館の設置及び管理に関する条例の制定をお願いするわけでございます。これは九月の議会におきまして、建物、その油を予算議決いただきました。この建物が近く完成する見通しでございます。そのために管理の運営の円滑化をはかりたいということで、この管理に関する条例をお願い申し上げたいわけでございます。

第一条は設備でございます。これは農林業者の生活改善と農産物の主産地化を進めるための話し合いの場をつくる。

そうして各種の講習会あるいは研修会あるいは意見発表会等を通じて、農林業の振興と近代化を推進いたしまして農業村営の健全化をはかるために農村協同館を設置するということでございます。

第二条につきましては、名称と位置でございますが、名称は館山市農村協同館、位置は館山市の安布里の六百三十七番地でございます。

以下、管理、協同館の利用等につきましては、館山市の青年館の設置及び管理に関する条例に準じまして、これを制定をお願いいたしたいということで、ここに第七條までございます。使用料につきましては、これは徴収しないということでございます。以上でございます。

○議長（西村真次君） 議案第七十三号を議題といたします。

おはかりいたします。本案につきましては、明瞭を省略いたしたいと思いますが、これに御異議をありませんか。御異議なしと認めます。直ちに説明を求めます。

議案第七十三号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

○調査課長（石渡 東君） 御提案申し上げました条例はたいへん複雑になつておりますので、これをわかりやすく御説明申し上げます。

昭和四十四年四月に租税特別措置法並びに地方税法が一部改正されまして、個人の譲渡所得に対する課税方法が改正されました。これは土地税制の改正ということが主目的でありまして、住宅需要の緩和をはかるということがそのねらみであります。

法律に基づく条例準則が示され、市民税の課税にあたり、従来は総合課税方式でしたが、昭和四十五年一月一日から昭和五十年の十二月三十一日までの六年間に譲渡所得があつた場合は、ほかの所得と区分いたしました。比例税率を用いて課税しようというものであります。譲渡所得を分けまして、長期と短期とされておりませんが、これは五年を越えて保有した場合を長期といい、五年以下の場合を短期とされておりまして、

税率につきましては、長期の場合は、昭和四十六年度、七年度について百分の二・七、四十八、四十九年度において百分の三・四、以後二年度分を百分の四とされておりまして、これは議案の第三十項の最後に記載されておりまして、

短期の場合は税率がやや複雑になつておりますが、まず短期譲渡所得の百分の八をもとにいたしまして、次に総合課税方式で計算しまして、その中の譲渡所得に対する税金の百分の百十を求め、どちらが多いほうを課するということになつております。これが第三十三項に記載されておりまして、

なお、最後の附則の第二条でございますが、これは今まで申し上げましたのは原則的のことでございます。昭和四十四年中に譲渡所得があつた場合は、総合課税または区分課税のいずれでも有利のほうを選択できると規定でございますが、これは租税特別措置法になりまして、区分課税を選んだ場合には昭和四十五年度分の市民税から適用しますということでございます。ですから、結果的に四十四年度から区分が始まるということになります。いずれにしても、譲渡の関係につきましては、税務署において決定がなされ、市はこれに基づいて課税することになつておりますので、問題はないというふうに考えております。

そこで、昭和四十四年中の譲渡につきまして、総合と分離とどちらがよいかという問題が起こるわけでございますが、常識的には譲渡以外の所得が多くある人、こういう人は分離を選択したほうが有利と思ひます。それから譲渡以外の所得が少なく、しかも家族が多い、所得の控除が多いというふうなところにつきましては、総合のほうが有利

ということが一般的には言えると考えております。したがって、この辺では一般的には長期の譲渡が多いと思われるので、納税者にとりましては、今回の改正が非常にありがたい改正であるということが言えると思います。以上で説明を終わります。

○ 議長 (西村真次君) 議案第七十四号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第七十四号 館山市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について

○ 土木課長 (飯田治男君) 議案第七十四号について御説明申し上げます。

館山市の市道の舗装化の推進にあたりまして、市長の諮問機関といたしまして、館山市市道舗装化推進審議会というものを設置しようとするものでございますが、担任する事務、組織、人員の構成、定数、任期につきましては、別表にございますと御座ります。

第二条につきましては、審議会の委員の報酬でございますが、日額千円といたしたいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長 (西村真次君) 議案第七十五号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第七十五号 市道路線の変更について

○ 土木課長 (飯田治男君) 議案第七十五号について御説明申し上げます。

市道三五六号線、これは次のページにございます案内図で御説明申し上げますと、市役所の前から現在の県の教育センターの裏を通りまして、上野原のせきへ通ずる道路でございます。開発公社のほうで県の教育センターの敷地を造成いたしますときに、一部市道の変更がございましたので、今回御審議をお願いするわけでございます。

○ 議長 (西村真次君) 議案第七十六号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第七十六号 損害賠償の額を定めることについて

○ 人事課長 (小沢正治君) 議案第七十六号について内容を御説明申し上げます。

ただいま朗読いたしましたように、去る九月二十二日の夕刻バキュームカーが役所に帰る途中に上真倉の農協の脇の裏道から出て参りましたリヤカーをよけきれないで、稲を積んだリヤカーを引いた石井梅吉さんが転倒いたしました、肋骨を痛めて入院したというものでございます。

九月二十二日から十月二十五日まで三十四日間入院いたしました、十月二十六日から十二月一日までの三十七日間通院いたしましたわけでございますので、この間の治療費といたしまして、診療費が十九万二千五百五円、看護料が付添い看護、西沢もとさんという方をお願いして看護をお願いいたしました。九月二十二日から十月二十五日まで三十四日間に対します費用が七万七千八百円でございまして、治療費の合計が二十六万九千六百十七円でございます。

この石井梅吉さんは、三軒町の島田土木に勤めていたということでございまして、この会社の証明に基づきまして、合計七十日間の休業補償といたしまして、一日千八百円の合計十二万六千円、それから慰謝料といたしまして、一日千円の割合で七万円、合計四十六万五千六百十七円を支払うということで議会の議決を得られ次第、賠償金としてこの額

を負担するという事で、去る十二月三日に示談が成立いたしましたので、ぜひともこの額を議決いただき至急にお支払いしたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 (西村真次君) 午前の会議はこれにて休憩いたします。午後は一時会議を開きます。

午前十一時二十三分 休憩

午後一時 十八分 再開

○ 議長 (西村真次君) 午後の出席議員数二十一名、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第七十七号

(書記朗読)

議案第七十七号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算(第五号)

○ 財政課長 (長谷川広治君) 議案第七十七号の一般会計補正予算の第五号について御説明申し上げます。

第一条にお示しをいたしてございますが、今回歳入歳出にそれぞれ二千四百五万円を追加いたしました、歳入歳出の総額を十四億四千三百三万五千円といたしましたものでございます。各款ごとの区分、金額は三ページから六ページまでの補正予算でございますが、説明は一三ページからの事項別明細書によりまして、一九ページの歳出面から漸次各課長から御説明を申し上げます。

二千四百五万の追加でございますが、節の区分で申し上げますと、歳入におきまして、北条小学校の事業費の減額に

伴いまして、更正財源がございしますので、更正をいたしました額が歳入で三千五百五十万八千円、歳入の純追加額が五千九百五十五万八千円ということに相なります。歳出面におきまして、更正額が北条小学校の事業費の変更等がおもなものでございますが、五千八百九十二万二千元、純追加額が八千二百九十七万二千元ということに相なっております。これを財源ごとに見ますと、この予算が議決をされました時点での一般財源が十億一千百二十八万四千元、特定財源の比率が二九・九二%ということでございます。金額におきまして四億三千七百七十五万一千円ということに相なります。第二条に継続費の変更をいたしてございます。ページ数は七ページでございますが、北条小学校の国庫補助の変更に伴いまして、年割額を次のように変更いたしましたというものでございます。

第三条におきまして、債務負担行為の追加と変更をいたしてございます。救急自動車購入費として当初予算におきまして、二百三十万円の負担行為をお願いしてございますが、御案内のとおり、ライオンズクラブからの寄贈がございましたので、今回これを取りはずすということで計上をいたしてございます。それから土地購入費は南総地方教育センターの敷地、事務の系統の関係から四十四、五年度ということと千五十万、それから八ページに移りまして、開発公社の債務補償をいたす関係で、これは現在限度額が四億ということになつておりましたが、それをそれぞれ借入金額六億それからその利率というふうに改めたいということで御提出をいたしてございます。これもそれぞれのらほど主管課長から詳細に御説明を申し上げます。

第四条において地方債の追加と変更を計上いたしてございます。これは九ページでございますが、記載されておりますとおり、小規模草地の改良事業費として新たに国庫補助の追加がございましたので、それに合わせまして地方債等の借り入れ基準が違つて参りましたので、限度額四百五十万を今回八百四十万の限度額に改めたいというものでございます。それから北条小学校の移転改築事業債として当初五千万予定をいたしてございますものを、今回三千万に改めたい

五八〇七

高八分

というものでございます。以上で総括的な説明を終らせていただきまして、歳出の一九ページから漸次御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○ 人事課長（小沢正治君） それでは昭和四十四年度館山市一般会計補正予算第五号の歳出に關しまして、各款にまつたがりまして、人件費がそれぞれ追加補正をお願いしてございますので、総括的に私のほうから御説明を申し上げます。三七ページの補正予算給与費明細書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正に關しましては、いずれはつきりして参ります国家公務員の給与法の改訂に基づきまして、地方公務員に對してもそれに準じた給与改訂が行なわれる見通しがほぼ確定的でございます。しかしながら、その具体的な詳細につきましては、いずれ自治省から與を通じまして、指示があるわけでございますが、それを目前にひかえております關係上、各款にわたります今回の補正に關しましては、一応その關係部分をぬきまして、本年度九月及び議決をいただいております特殊勤務手当の引き上げや、あるいは期末手当の引き上げ關係によります現在の各款別に不足する項目部分だけ追加をお願いするという方針でお願いすることとしたわけでございます。したがって、異動、その他によりまして、新年度開始以来若干余裕を生じておる課目もあるわけでございますが、その部分は給与改訂の際に整理さしていたことといたしまして、今回は特に期末手当の不足關係を主体として追加をお願いする次第でございます。

議会費におきまして、職員手当の百四十八万四千円、それから総務費といたしまして、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、監査委員費という五つの項にまたがりまして合計が五百九十五万七千円でございますが、その中に報酬の十一万六千円がござりますのは、衆議院議員選挙並びに最高裁判官の国民審査に要します選挙關係の開票及び投票關係の管理者以下立会人等の報酬が十一万六千円でございます。

それから、民生費におきましては、不足する部分が社会福祉費で出ておりますが、これは前回条例でお認めいただき

ました家庭奉仕員の給料が百六十九万八千円でございます。合わせまして、四百十五万三千円。

それから、衛生費におきまして三百十二万六千円、農林水産業費におきまして、給料、職員手当、これに伴います若干の共済費の不足を含めまして三百四十万円、商工費が六十三万二千円、それから土木費におきまして、今回上程されております条例の改正に基づきます道路の舗装化の推進審議会の報酬六万円を含めまして二百二十六万二千円、消防費で二百二十八万五千円、教育費におきまして、中学校費におきまして二十五万円の給料を含めまして、三百二十九万三千円の追加をお願いする次第でございます。

これで、合わせまして、二千六百五十九万二千円の追加となりまして、合計一般会計の人員費といたしまして、四億二千九百三十二万二千円という形になりました。歳出総額に占めます人員費の割合が約三〇%という形になります。なお、職員手当の内訳といたしまして、下に内訳が出てございますが、これが一応今回追加をお願いいたしますそれぞれの手当の内訳でございます。

これにつきましては、この方法はほかの特別会計におきましても、同じ考え方で一応このまま推移いたします。三月までの不足額だけを追加をお願いしたいという次第でございます。よろしくお願いいたします。

○ 秘書課長 (太田博雄君) 一九ページをお開き願います。総務費の一般管理費の中の十一節需用費と十八節の備品費について説明申し上げます。

先に、皆様方によりまして、市民憲章を制定していただいたわけでございますが、これを各戸に印刷しまして、普及徹底をはかるために印刷物を一応準備したいと思っております。この印刷費が八万円でございます。

それから、十八節の備品購入費は、市役所の玄関に入りますと、庁内の案内板がございます。あれと同じようなものを一つつくりまして、役所にお入りになつてくる方でもすぐ目につくようにいたしまして、さらに普及徹底をはか

るという意味合いをもらしまして、あれと同じようなものをつくるための費用でございます。よろしくお願いいたします。

○ 選挙管理委員会書記長（鈴木 力君） 二〇ページから二一ページにかけての選挙費につきまして御説明申し上げます。

二目の選挙啓発費につきましては、県支出金のものでございますが、選挙常時啓発補助金が当初見込みました額より増額交付ということで、今回財源内訳の補正を行なうものでございます。一般財源におきまして、一万五千円を更正いたしました。県支出金に振りかえたわけでございます。

次に第四目の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費でございますが、この選挙の施行に夢します経費といまして、総額二百二十万三千円を今回新たに計上いたしましたわけでございます。経費の算定にあたりましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というものがございまして、選挙執行の際の一定基準を規定した法律でございまして、この規定に基づきまして見込んだわけでございます。

まず第一節の報酬でございますが、十一万六千円は投票、開票の際の管理者と、それから立会人の延べ九十一人分の報酬でございます。

次に第三節でございますが、職員手当はいずれも時間外勤務手当でございます。先ほど人事課長から御説明ございましたとおり、投票事務従事者、開票事務従事者、立会演説会の従事者、準備事務従事者のそれぞれの時間外勤務手当でございます。投票事務従事者につきましては百九十九人分三十八万円を、なお、開票事務につきましては百二十八人分二十五万八千円、立会演説会事務従事者として十五人分二万一千円、それから準備事務の従事職員の時給外勤務手当として二十四万八千円合計九十万三千円を計上いたしましたわけでございます。

次に第七節の賃金でございますが、これは臨時事務職員四人を雇い上げまして、その賃金といたしまして、十四万円

を計上いたしましたのでございます。

八節の報償費三万五千円につきましては、啓発宣伝を依頼いたしました有線放送等に対します謝礼でございます。それが一万円、そのほか投票、開票の際謝礼等で二万四千円を見込んだわけでございます。

それから九節の旅費といたしまして、十二万一千円を計上いたしました。これは委員の費用弁償三万三千二百六十円、職員に依頼いたします入場券あるいは選挙公報配布の市内出張旅費六万九千五百円、その他一万八千円を見込んだものでございます。

十一節の需用費五十五万六千円につきましては、おもなるものは消耗器材費の三十五万四千余、これは公営ポスター掲示場の掲示板の購入費、以下需用費につきましては、説明欄により御了承をお願いいたします。

十二節につきましては、おもに不在者投票関係の際の郵便料一万七千円、それから広告宣伝のための一万五千円。次に十三節の委託料五万円は明らかく正しい選挙推進協議会の啓発事業の委託料でございます。

十四節の使用料及び賃借料の六万円のうち建物借り上げ料三万八千円は立会演説会と開票所、投票所の建物の借り上げ料でございます。その他自動車借り上げ料といたしまして六万一千円を計上したわけでございます。

それから、十五節の工事請負費六万円につきましては、ポスターの掲示場設置それから撤去を業者に委託いたしました関係上、請負費として六万円を見込んだものでございます。

十六節の原材料費におきましては、最高裁判所裁判官氏名掲示に使用いたします掲示板の材料等の購入費として四万三千円を計上したものでございます。以上が今回の選挙費として各節のおもなるものでございます。以上でございます。

○ 庶務課長 (小倉澄男君) 二三ページをお聞き願いたいと思います。統計調査費でございますが、これは次の農林統計調査、県の指定統計になつております。農林統計調査がその次の農業センサスが世界農業センサスの時期にあたり

ましたので、一つ取りやめにいたしました。そのために起こります統計調査費のほうの県支出金二十二万五千円が減額になつたわけでございますが、それに伴をいまして、一般財源の持ち出しが十九万一千円同じく減額をいたしました。それに反比例いたしましたので、農業センサスのほうの県支出金が当初の予算に予定いたしました支出金よりも増額の指示が先般参りましたので、ここに三十一万円増額いたしましたので、それに伴います市費持ち出し九万二千円追加したということでございます。これらの統計調査費の各目の収支合計が総額県支出金が九万四千円追加になりました。一般財源を八万六千円減額をいたしまして、八千円の追加補正をするということでございます。

その内容といたしましては、各統計調査費の節の中に付記をもつて御説明申し上げましたとおり、それぞれ減額並びに補正をいたしておりますので、よろしく御了承願いたいと存じます。特に一言申し上げますが、統計調査のいろいろの計数的なむずかしいものがございますので、この補助金をもちまして、農業センサスの補助金をもちまして、卓上電算機を一台二三ページの十八備品購入費をお願いしたいということがこの中のおもなものでございます。よろしくお願いたします。

○ 福祉事務所長 (齊藤武男君) 二三ページの民生費について御説明申し上げます。

社会福祉費でございます。今回五百二十七万八千円の補正予算でございます。二節、三節、四節を省略いたしました。十一節の需用費の消耗品費三万円でございますが、これは家庭奉仕員の六名のホームヘルパーに対しまして、冬に向いまして、ジャンパーを市の職員被服貸与規則第二条第二項によつて貸し与えたいということで、予算措置をお願いしたものでございます。

十九の負担金補助及び交付金の十万四千円でございますが、これは年末にあたりまして、生活保護世帯に歳末の御見舞金として一世帯五百円の割で交付したいということをお願いしたわけでございます。

次の十三委託料の百五十万でございますが、これは老人福祉センターの設計委託料でございます。この老人福祉センターの建設につきましては、いろいろ文教民生委員さん、清掃審議委員さん等わずらわしまして、御検討いただいておるわけでございますが、老人福祉法の第十四条によります法に規定されました施設でございます。計画といましては、正木のじんかい焼却場の余熱を利用いたしまして、老人の健康増進、その他福祉の向上をばかつてさしあげたいというわけでございます。この法によりまして規定されましたと申しますと、生活相談、健康相談、生業及び就労の指導機能回復訓練、レクリエーション等の事業を行なうわけでございますが、施設、建物といましては、耐火建築の二百四十坪程度、二百名収容を一応予定してあるわけでございます。場所につきましては、現在開発公社が宅地造成をしております正木の昭和橋の手前から奥に入りました五〇〇メートルの地点でございます。この地点の四百三十八坪を開発公社と協議いただきまして、予定してあるわけでございますが、いろいろ専門家の下見などもいただきまして、工事の概要でございますが、これらの事業を行なうために面接室、健康相談室、機能回復訓練室、集會室、娛樂室、図書室、お風呂場、浴場でございます。そのほか事務室等のほかに焼却場が日曜になりますと、稼働しておりますので、それから平常十時ぐらいからかまがたかれるということでございますので、ボイラー室等の設備をしたいというようなことでございます。大体先進地を参考にいたしまして、三千七百万円程度の工事費をもちまして、大体完成を明年の九月十五日、老人の日でございますが、この前後ぐらいまでに完成させたいというような計画を現在持つてあるわけでございます。なお、この工事費の中には公社造成の土地の買収費、それから焼却場の一部改築費は含まれておりません。以上のような計画でこの基本設計も実いつばいの委託費を計上いたしましたわけでございます。設計料は、大体工事費の四%をおさえております。よろしく願ひいたします。

二四ページをお開きいただきしたいと思います。児童福祉費につきまして、今回四百九十五万円の補正をお願いしてご

ございます。この中のおもなものは、十三節の三戸八十五万三千円でございます。これは児童福祉法の五十一条によります措置委託料でございます。私立が現在市内に五園ございます。保育料の措置費でございますが、これは保育基準単価の増、それから保母人件費のベースアップ、それから給食まかない材料費等の基準の増によりまして、当初見込みましたものよりも不足を生じたので、ここに上程したわけでございますが、この財源といたしましては、国が十分の八、県と市が十分の一ということになつておるわけでございます。

それから、十一節の需用費五十七万五千円でございますが、これは公立の船形、純真、館野、九重にございます公立の保育園の關係でございます。同様に保育料単価の値上り、まかない材料費の値上りということをお願いするものでございます。なお、光熱水費の二万四千円でございますが、今年各園に冷蔵庫を入れていただきましたので、この電気代がかさんだということでございます。十二の役務費の關係につきましては、この公立四園の電話料ということになります。

三項の生活保護費でございますが、扶助費八百八十五万七千円、内訳としましては、生活扶助が百九十六万四千円、医療扶助が六百八十九万三千円ということになつておるわけでございます。年度当初予算編成時点におきまして、その年の実績と毎言行なわれます生活費、医療費の基準アップを見込みまして計上しておるわけでございますが、その見込みよりも生活扶助、医療扶助の基準が大きくなつたということでございます。さらにまた、医療費の自主的の伸びが当初見込みよりも多かつたために不足を生じたわけでございます。財源は国が十分の八、市が十分の二ということになつておるわけでございます。なお、御参考までに申しますと、現在保護世帯数は三百五十三世帯になつております。保護人員は六百三十四人、保護率は一一・五%ということでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○ 衛生施設課長 (大嶋重義君)

続きまして四款の衛生費のうち、一目的保健衛生総務費について御説明申し上げます。

す。これは私どものほうの火葬場と祭壇事業の需用費についての追加でございます。

十一節の需用費におきまして、九万円の追加でございますが、このうち消耗品費におきまして、三万五千二百五十円でございますが、これは火葬場のロストルと祭壇用の施主花、しか花等あと年度末まで四ヶ月の間におきまして、不足ぎみでございますので、この程度の追加をお願いしたいというわけでございます。燃料費六万六千円でございますが、これは火葬場の重油と祭壇用の車がございしますが、このガソリンにつきまして、四ヶ月間の燃料が不足ぎみでございますのでこれを六万六千円お願ひするわけでございます。それから修繕料で一万千七百三十円の減でございますが、備品特に自動車の修繕等につきまして、本年度新たに買いました関係で、この程度のものが余る見込みでございますので、これを減額いたしました。それで需用費におきまして、差し引き九万円の追加をお願いしたいと思っております。

それから二項の清掃費でございますが、そのうち二目のじんかい処理費におきまして、五十三万九千円の追加でございます。このうち燃料費におきまして、五十八万一千円余の追加でございます。これはじんかい処理用の自動車の燃料でございます。当初自動車の燃料は九十八万七千円余見込んだのでございますが、車が現在十一台ございまして、大体これから先の四カ月間におきまして、一カ月約二九〇リットルをばら見込みでございますので、これらの予算が手持ちがございませんので、四カ月分五十八万一千円余お願ひするわけでございます。

なぜこうした燃料費不足を生じたかという理由でございますが、これは四つばかりでございます。一つは、本年度道路の側溝清掃を力を入れて道をきれいにしようということで、シヨベルローダーの車を購入し実施したわけでございます。非常に市内の各町内から道路側溝についての申し込みが非常に多くて、そうした回数が当初の予想よりも多かつたということでございます。大体側溝清掃が始まりますと、シヨベルローダー一台とダンプ二台程度がそのために出動して運搬処理をするということになるわけでございます。それからもう一つは、側溝清掃をやりますと、どぶどろの

処理があるわけでございますが、処理場の裏のあき地も非常に蓄積しまして、捨て場がなくて困るということで、私のほうではあつちこつちのあき地を探したりして運搬処理したということが二つ目でございます。もう一つは、西岬地区は収集はやつておりませんけれども、観光の左面から夏場非常に困るということで、この地区の臨時の夏季の収集をやつたということと、それから市内の中心地の観光業者対象の特別の臨時収集をやつたということが三つ目でございます。それからもう一つは、処理場の埋め立て関係ももういつばいでございますので、西長田の山にごみの捨て場をつくりまして、現在造成中でございますが、これができますと、燃えないごみとか、あるいは側溝から出る土砂類等はすべて西長田へと運搬、埋め立てするということに相なりますので、そういうつた関係で、相当自動車の燃料が増加する見込みであるということが四つ目の理由でございます。そうしたことで、あとは消耗品の減がございしますが、これはこの程度のものが余る見込みでございますので、これを更正財源に充当して追加をお願いするわけであります。

それから、二十二節の補償補てん及び賠償金でございますが、これは午前中人事課長のほうから説明があつたわけでございますが、議案第七十六号におきまして、賠償額のくわしい説明がございましたが、私どものほうのし尿汲み取り運転手の自動車事故によります被害者石井梅吉さんに対する損害の賠償金でございます。四十六万五千六百十七円でございます。この金額につきましては、自動車損害賠償保険により交付されますので、市からの持ち出しはございませんので御了承いただきたいと思ひます。

次に三項の水道費の中で二目の仮称西部簡易水道調査費におきまして、二百一万八千円の追加でございます。このうち旅費で一万八千円でございますが、これは現在準備の段階でございますが、設計等の段階になりますと、簡易水道の認可業務の打ち合わせ、あるいはまた簡水補助金の陳情等で厚生省に出張するという旅費、それから水質検査をなんべんかするというところで、そのための追加でございます。

それから、十三節の委託料でございますが、ここで二百万の認可設計の委託料でございます。これは工事費概算の一・五%というものをここに計上したわけでございます。

仮称西部簡易水道でございますが、現在計画、準備の段階でございますが、この調査につきましては、九月の市会で調査費を御承認いただきまして、先般電探調査と揚水試験でございますが、佐野の部落に旧軍用の井戸が二本ございまして、これにつきまして揚水試験を行なつたわけでございます。その結果、大体西岬から神戸にかけましての地質、地形の關係におきましては、まず表流水につきましての水源は不可能である。地下水源についても西岬から神戸にかけては山と海、岩盤というようなことでございまして、地下水源についても、困難であるということとして、専門家の調査の結果では佐野部落の水源がもつとも地下水源が有望であるというようなことで、この水源調査をいたしたわけでございますが、揚水試験の結果では二本ある井戸で大体六〇〇トンが確実に取れるというデータがあがつたわけでございますので、まず水源については十分のものが確保できるという見通しがあつたわけでございまして、これをさらに計画にのせるということで、ここに委託料をお願いするわけでございます。

大体現在の概要でございますが、工事概要は、給水区域を現在南部簡易水道が犬石まできておるわけでございます。神戸地区の佐野部落から西岬寄りにかけての布沼までの部落、さらに西岬地区におきまして、坂井から伊戸にかけて外回り坂田までの計十四部落に水道がないわけでございます。この十四部落を給水区域にしたいというわけでございまして、それから人口でございますが、大体現在の部落は三千五百人余でございますが、計画人口といましては、四千人もつてきめていきたいと考えております。それから給水量でございますが、今のこの計画人口のものにつきましては、大体八〇〇トンあれば足りる計算になりますけれども、合わせて将来のことを考えまして、一応一、〇〇〇トンのものを取水したいと考えております。それから水源でございます。さつき話しましたとおり、佐野地区に井戸、地下

水源でこれを求めたいという考えでございます。それで井戸は現在あるものをそのまま使うかどうかということは、今後の検討の段階でございますが、一応三本ぐらいの井戸を使用していきたい。それによつて十分一、〇〇〇トンぐらいのものは取水できるという見込みでございます。それから工事費でございますが、これはまだ計画の段階でございます。私どものほうの一応計算の上では総工費が一億七千万円ぐらいになるのではないかと計画でございます。これを、水道には上水道と簡易水道と両方種類がございますが、これは人口の関係から言つても簡易水道事業としてこれを実施したいという考え方でございます。それから実施する年度は昭和四十五年、四十六年度にかけてこれを継続で行ないたいという計画でございます。

それから、この地区内の飲料水の過不足の状況でございますが、西岬地帯におきましては、あました岩盤地帯でございますので、ほとんどの部落が十分というところがございます。非常に飲料水には困つておる。しかもそれを川から取つたり、もらい水をしたり非常に不衛生の状況でしのであるということで、非常にこの点では困つております。それから神戸地区でございますが、神戸地区は西岬地区とやや異なるけれども、一部に水質がわるいという部落がございます。それからもう一つは夏場等になりますと、やはり水不足が出てくるという状況でございます。これにつきまして、先般も両地区の区長方も集めて話をしたのでございますが、この地帯は非常にこれから観光面でも産業面でも非常に発展性があるということで、現にいろいろと状況もかわつてきておるということでございまして、そうしたことも考へて今は困つてなくてもぜひ引いてもらいたいという両地区とも強い要望でございます。そういうような状況でございます。なお、水源でございますが、地元の佐野地区におきまして、再三話し合いに行つたわけでございますが、やはり干害ということを非常に心配しておられるのでございますが、しかし、こうした市の発展のために飲料水には困つておるといふことで、できる限り協力して提供するという内諾を得ておるわけでございます。大体以上が水道の内容でござ

います。

○ 保健衛生課長 (綱島憲治君) あとに戻りまして、二五ページをお開きいただきしたいと思います。

保健衛生総務費のうち、十九節負担金補助及び交付金で百六十五万一千円の追加をお願いするわけでございます。これは館山市及び三芳村隔離病舎組合負担金四十万一千円と、それから館山市安房郡医師会病院のレントゲン車購入に対する補助金百二十五万でございます。

館山市及び三芳村隔離病舎組合の四十万一千円の中には、これは伝染病が発生した場合には、現在のところでは隔離病舎組合を持たなければ、その町村へいわゆる国から補助金が参るわけでございますけれども、それを今までも私も隔離病舎組合を設置いたしておりましたので、隔離病舎組合に補助金が入つていて、それが隔離病舎組合会計の中で使われていたわけでございます。それをやはりそういうことではおかしいんじゃないかということになりました、今回三芳村に匹十五万なにかという伝染病の患者が発生いたしましたして使われたわけでございますが、それが補助金として返るわけでございますので、隔離病舎組合会計の中に入れて整理していただいておりますけれども、それと今まで館山市が隔離病舎組合に入れてあつた補助金と今回三芳村にくるべき補助金を総括いたしまして、その結果、八・二の割合で現在負担しておるわけでございますけれども、その負担割合によつて十六万五千円ばかりを返すことに相なりましたので、その分が入つております。それともう一つは、隔離病舎組合も最近になりました、たいへんいたんで参りましたので、修理費、人件費の増によつて四十万一千円の分担金ということになります。

それから、レントゲン車購入補助金でございますけれども、医師会病院センターがレントゲン車を購入いたしました。胃の検診を計画したわけでございますけれども、今までは館山市におきまして、県の対がん協会というのがございます。そこからレントゲン車を持つて参りまして、胃の検診をやつていたわけでございます。そうしますと、どうしても県下

を少ない検診車で回ります関係で、私どものほうでは四日間しか割当てがなかつたわけでございます。それで三百四、五十人しかやれなかつたわけでございます。それで医師会病院でレントゲン車を購入いたしましたして、安房郡市の患者を早期に発見してなくしていこうということで思い立つたわけでございますが、総額千四百八十八万八千円というレントゲン車の購入代金のうち、町村で五百万という負担の補助金の要請があつたわけでございますが、そのうち市長さんと町長さん方との相談の結果、二百五十万ずつ補助しようではないかという話がまとまりまして、本年度百二十五万、あと来年度ということ話ができたわけでございます。ちなみにこれを買いましたのその後の館山市のがん検診は、昭和四十三年度におきまして二千六十四人、昭和四十四年度におきまして三千五百三十二名というふうな数字になつております。

それから、予防費の委託料の百十三万八千円の減でございますが、このうち間接撮影の二十九万八千円の減でございますが、当初私ども四千人の胃の検診計画をたてまして、実施すべき努力をしたわけでございますが、なかなか私どもの努力が足りませんで、三千五百三十二名ですか、の検診にとどまつたわけでございます。したがって、四千人との差額があつて二十九万八千円ばかり余る予定でございますので、一応減額いたしたいと思つたわけでございます。結果におきましては、当初予算を積算いたすときには、一応保健所が間接撮影に思うように出られないということで予算を編成したわけでございますが、御承知のように保健所は手数料だけでやります関係で非常に安うございます。それが私どものほうで出られないという見込みのもとに積算いたしたわけでございますが、後半に至りまして思ひのほか保健所のほうの協力が得られました、数といたしますと、昨年度と比べますと、二千人分多くやつたわけでございますが、金額的に積算過程では四十八円で計算したものが保健所の場合には二十六円でございます。その結果、このように相なるわけでございます。

それから精密検査委託料でございますが、胃の場合は先ほど申し上げましたように、四千人計画が約五百人ほど少ない関係上、三十五万円ほどの減額更正、結核におきましては、当初、精密検査を七百五十人ほど予定いたしましたわけでございます。それが今回実施いたしました結果によりますと、六百人しか精密検査を要する者がなかつたということでございます。それと先ほど申し上げましたように、単価の違いでこのような額が更正財源として減額補正をお願いするわけでございます。以上でございます。

○ 農産課長 (石井 謙君) 二六ページの農林水産業費の三農業振興費より御説明を申し上げます。

今回、補正をお願いいたしました額が農業振興費で千四十二万一千円でございます。そのうち九百九十万四千円が国県の支出金で五十一万七千円の一財源ということでございます。節の九、十一、十二の役務費につきましては、十九の負担金補助及び交付金に関連性がございまして、そのときに御説明を申し上げたいと思っております。

十五の工事請負費並びに十八の備品購入費でございます。これは九月の議会におきまして、協同館の建設二百二十万の工事費の入札が二百十五万で済みまして、この五万円を減額しまして、備品購入費にお願ひ申し上げたいということで、備品購入を五万円追加をお願いしたいわけでありまして、

次に、十九の負担金補助及び交付金でございますが、負担金五万円でございますが、全国びわ生産出荷協会がこの三月の十九、二十日に当館山市でございます。これは全国九県のびわの生産県が集まりまして、毎年この出荷協議会を順番的にやつておりますが、本年三月に館山市が当番でございますので、地元負担金といたしまして、五万円をお願いしたいわけでございます。

次に、稲作特別対策事業補助金の七百九十五万三千三百八十四円でございますが、これは稲作の合理化を促進するために昭和四十四年度に限りまして、肥料、農薬、その他生産手段の購入等に対しまして、補助金を交付する要綱がで

たわけでございますが、これは緊急担当者会議が十一月下旬にございまして、これが一キロ二円四十銭、一俵につき四百四十四円の今まで四十一年から四十三年までの供出の売り渡し実績に応じまして、補助金があるわけでございますが館山市の場合におきましては、三三二万三、九一〇キログラムとございまして、これが七百九十五万三千三百八十四円というところでございます。これに対する九、十一、十二節の二万、六千円、三万二千円が事務費補助として参つたわけでございます。

次に、野菜振興産地育成事業補助金五十八万六千円でございしますが、これは館山市がいちごの産地として県より指定を受けまして、その指定を受けましたために事業を行ないます事業費の補助でございますが、この事業はいちごを混合する場合に自動混合機というのがございしますが、これを購入いたしましたして、出荷に対する労働力の節減をはかるといふことで、総事業費百十七万二千円、これに対する県費補助が三十五万一千円、それから市の二〇%の補助二十三万五千円を合わせまして五十八万六千円というところで計上させていただきます。

次に、野菜指定産地生産出荷近代化事業補助金でございますが、これは同じくきゅうりの産地指定を館山市が受けております。これで事業といたしましては、非常に最近病虫害防除の面も徹底されておりますが、薬剤ではなかなかどうもこういふ防除ができないということ、地元の生産組合の強い要望によりまして、消毒器をぜひ購入してほしいというところで県に申請いたしましたところ、ようやく認可がおりまして、この総事業費が二百三十一万三千円でございしますが、これに對しまして、国、県の助成が百五十四万二千円、市が一〇%を加えまして百七十七万三千円というところで計上させていただきます。

次に、畜産業費でございますが、今回千七百九万一千円の追加をお願い申し上げます。この点につきまして、特におわび申し上げたいと思ひますが、実は九月の議会におきまして、牧道の短縮によりまして、約二

千万程度の減額補正をおきながら、十二月に参りまして、千七百万余の追加をお願いするという不手際のことでございますが、この問題につきまして県からの要請がございました。実は館山市で現在計画してある四十五年度の豊房育成牧場の畜舎、それから管理舎を繰り上げて実施しないかということを一月上旬に県から連絡があつたわけでございます。私どもいろいろ検討いたしました結果、この問題につきましては、非常に財源も大きいことだし、まして九月に減額補正してある関係上、財政課並びに助役、市長等にもいろいろ御相談申し上げたわけでございますが、市長よりこういう問題については非常に重大であるので、ぜひ経済委員会の委員さんの御意見も承つたらどうかということで、十二月の二日に経済委員会を開いていただきました。御了承いただいたわけでございます。

事業の追加の内容を申し上げますと、畜舎、これは鉄筋コンクリート建ての二階建てでございますが、屋根を大なみスレートで、建坪におきまして七七七平方メートル、坪数にしておきますと二百三十五坪でございます。それから管理舎でございますが、これは木造平屋建てで屋根がカラト鉄板ぶきでございます。建て坪が六〇平方メートル約十八坪でございます。それから給水事業でございますが、この前貯水槽まで上げる事業をお願いしてございますが、それから先の部分をお願いしたいということで、総合計工事請負費が千六百二十一万四千円でございます。それに要する設計の委託料が四十五万八千円、あとはそれに付随いたします報償費、旅費、需用費、備品、それから負担金は八万四千円でございます。これは有線放送の負担金でございます。あとけ二十二の補償補てん及び賠償金は地上物件の補償金でございます。以上簡単でございますが。

○ 水産課長 (谷貝茂生君) 二八ページをお開き願います。需用費につきまして御説明申し上げます。

まず二目の水産振興費でございますが、三万六千円をお願いしまして、七百三十九万六千円をお願いしたいというものであります。八節の報償費でございますが、今回一万五千円追加をお願いしてございますが、現在館山に外来船の

水揚げが非常に多くなつて参りました、外来船として館山、船形の水揚げが多いわけですが、四十三年度の実績を見ましても六億五千万程度の水揚げがございましたが、うち五億二千万が外来船の水揚げでございます。館山市に魚をたくさんあげていただくということは奨励すべきことで、今後これらの誘致を強力にはかるといふ意味合いもありまして、最高水揚者に対しまして、奨励措置を講じて参りたいということで、かつお、まぐろが特に極端に多うございまして、この二つの船の最高水揚げ船に対しまして、表彰状と優勝旗それから乗組員には手ぬぐい程度ものを差し上げたという事で、優勝旗が聞きますところによりますと、四千七百円くらいかかるのではないか、これが二本と、それから乗り組み員に対して手ぬぐいを七十円くらいで八十本くらい、合わせまして一万五千円くらい表彰するための費用をお願いするものでございます。

それから、九節の旅費でございますが、これはこれから三月までの予算不足が見込まれますので、二万五千円お願いするものでございます。

十九節の負担金補助及び交付金でございますが、まず漁船運航技術修練会負担金でございますが、最初無線と小型船舶の講習会を予定いたしましたが無線関係しか講習でございましたので、減額お願いするわけでございます。

それから、漁業教室の奨励事業でございますが、これは船形に漁業教室を設けまして、小、中学生を対象にして講習をやる予定でございましたが、参加見込みが立ちませんでしたので一応減額をお願いしようというものでございます。県のほうから十万円補助を予定されておりましたが、市のほうから五万円ものを減額いたしました。

次の観光漁業施設の事業費でございますが、これは布良に本年度計画してございまして、今まで館山市内には相の浜にございますが、布良にもう一カ所つくりたいということで、県から百万の補助、市から百万見込みまして、合わせまして二百万助成したのでございますが、組合のほうでいろいろ都合がございまして、どうしてもできないということに

なりましたので、減額をお願いするわけでございます。

そのかわりと申しますとなんでございますが、船形地区におきまして、漁業の協同館を建てたいということで、これは県のほうから今年やつてもすぐに補助金のほうは百万ばかり何とかしようという話が出ましたので、それを新たにくるために市が五十万だけ負担するからということをお願いするものでございます。

それから、漁業近代化事業利子補給でございますが、午前中にお話ししてございます近代化利子補給条例との関連でございます。お認めいただきますと、三月までの一応予定といたしましては、七千九百二十四見返めますので計上したわけでございます。

なお、水産振興事業の奨励金でございますが、今年二十八万余計上してございましたけれども、漁船建造におきまして六隻、優良漁具、漁探でございますが、これが八、機械船の巻き上げ機械等が三機予定増を見込めますので、これらに対する奨励規程に基づきまして、不足する分だけをお願いするものでございます。

最後に、二十四節の投資及び出資金でございますが、五十万円、漁業信用基金協会の出資金でございますが、今まで市では百万円出資してございます。これは現在市内では組合と業者個人で二百七十件、千三百五十万ばかりの出資をお願いして出資金が出ておりますが、融資の残額を見ますと、七千八百万ばかりの利用がされております。今後これらの増加も考えられますし、基金協会のほうからぜひという要請もございますので、話し合いの結果今回五十万円の投資をお願いしようというものでございます。以上で終わります。

○ 議長 (西村真次君) 暫時休憩いたします。

午後二時三十四分

休憩

午後三時 二分 再開

○ 議長 (西村真次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 続いて説明願います。

○ 商工観光課長 (山田俊康君) 二九ページをお願いいたします。 商工費の三目観光費について御説明申し上げます。 今回お願いいたしました補正額は十四万円、補正減額が財源関係では八十六万五千円一般財源の減額、そして県支出金の九十六万五千円、その他財源で五千円、差し引きで十四万の追加補正でございます。

七節の賃金八十万円の減額、この賃金は海水浴場対策ということで当初予算にお願いいたしました額は三百四十一万円でございます。 その中で二〇%以上の八十万、非常に大きな金額でございますが、この理由は一番大きなものはキャンプ禁止パトロールを昨年と同様に計画いたしました。ところが六月になりました。 昨年からテレビ、ラジオ、新聞等各報道機関が徹底的なPRをしてくれた結果か、とにかくキャンパー自身が非常に少なかつた。 そのためキャンピング禁止パトロールを雇い上げずに市の職員と土曜、日曜日につきまして、警察官に特に応援を求めまして、それで何とかやるのではないかという計画を変更いたしました。 キャンプ禁止パトロールの雇い上げをいたしませんでした。 現実には結果的には終ることができました。 そのほかに海水浴場の監視員につきましても、従前ですと大学の応援団にお願いしてやつておりました。 団体活動等も非常になれてからということをお願いしたのでありますが、二、三事故もありましたので、本年からは市内で大学へ行っている生徒、学生に夏季アルバイトで一つやつていただくということをお願いいたしました。 結果的には学校がいろいろでありましたために、七月の初旬に、七月一日に全員集合というようなことでお願いいたしました。 初旬には全員集まらなかったという点、七月の初旬には御承知のように長雨もありまして、実質的な海水浴場の監視体制の欠陥というものはございませんでしたけれど、そういつた

関係で約八日とちよつとほど全員が集合しなかつたという事実がありまして、そのための経費が十九万六千円ほど、なお休憩所の管理人あるいは清掃人夫等につきましても、七月前半の長雨によりますものを多少割愛できましたので、それらを総合いたしましたして、今回八十万円の補償ということでお願いする次第でございます。

十五節の工事請負費九十万円につきましては、県の補助金を全額充当して実施するものでございます。四十二年度、四十三年度の二カ年間にわたりまして、北条海岸に南国ムード造成ということでやしを百三十四本植栽いたしましたのでありますが、そのやしがより確實により早くかつ着、成長するのにはどうしたらいいかということで、いろいろ専門家等の御意見等も聞いていたのでありますが、県等にもお願いいたしましたして、この補助金要請をしておりましたところ、今回この補助が出ることになつたわけでございます。現実に行ないます工事は、高さ三メートルの防風網を一本ずつ季節風を避けるために海側に張るといふ工事でございます。一番やしがいたみすのは、かつ着まではスムーメだそうですが、ついでしまつたあとと完全に今までの葉がいかわるまでの間は風による被害が大きいということであります。しかも一五メートル以上の風に当たつても早くいたむのだということで県にお願いいたしましたして、このやしの保護対策工事を実施しようとするものでございます。なお昨年平砂浦の植物園で現実には館山市がこの議決を得たのちに実施します防風網対策工事を試験的にやつた結果が非常によかつたということで、これを実施しようとするものでございます。なおそれに加えまして、南国ムード造成あるいは観光都市の表玄関だと言われております館山駅前のロータリーの花壇ですが、これをもう少し整備したいということで、やし保護対策につきましては七十万円、駅前の花壇整備関係につきまして二十万円、この補助金を全額充当いたしましたして、実施して参りたいといふふうにお願ひする次第であります。

十八節の備品購入費、ごみ容器購入費といふふうに記入いたしてございますが、これは国立公園協会の美化清掃事業委託事業として歳入の雑収入に一応予算として国立公園美化清掃事業委託料五万円というのが計上されております。そ

れに基づきまして、今回城山公園あるいは那古、船形の崖の観音という各公園にごみ容器を購入して配置しようというものでございます。

○ 土木課長（飯田治男君） 八款の土木費の補正について御説明申し上げます。

ア目の土木総務費の十一節需用費の十五万円の減額でございますが、消耗品費五万円につきましては、米年の三月までに何とかこれぐらいの消耗品が節約できるのではないかとということで減額いたしました。修繕料の十万円についてでございますが、これは館山大橋・潮入橋、昭和橋等の橋梁等の修繕料でございます。今年度修繕する予定でありましたが、何とか来年の三月まで現在のままでまいしようぶという見通しがつきましたので、今回減額いたしましたして補正財源に充てたい。

それから、二項道路橋梁費の総務費一節の報酬は先ほど御説明いたしました市道舗装化促進審議会の委員の報酬でございます。九節の旅費の六万八千円の追加でございますが、本年度は県庁また東京の建設省等の出張がだいぶ多かつたことと、それから県の研修が県外で行なわれたということで、旅費に不足が生じたので、今回六万八千円の追加をお願いする次第でございます。

次の道路維持費でございます。七節の賃金十一万円、これは市の常備の人夫の人夫賃の三月までの不足額でございます。十五節工事請負費五十万円でございます。道路の維持、補修及び側溝等の工事請負費等の追加でございますが、本年度予定外の県の仕事でございますが、神明町の市役所の前の側溝の整備工事がございます。その末端を一部分県の費用が足りないのので、市のほうで持つてもらいたいというので、その費用に五十万円充てたために、ほかの市の計画をいたしております工事ができませんので、その分を今回追加お願いする次第でございます。

十六節原材料費百万円でございますが、十一月末現在で約九百万円支出しております。総予算千二百万でございます。

て、大体月平均百万ちよつと今までがかつておりますので、あと百万あれば来年度の三月まで何とかやつていけるのではないかとということで、今回百万の追加をお願いした次第であります。

道路新設改良費の工事請負百五十万でございますが、これは市道六号線県立安房中の入口の道路でございます。土地が県有地でございます。県の教育庁のほうから費用の半分を県で負担するから市で舗装をやつてもらえないかというような話がございます。それがはつきりいたしましたので、長さ一六二メートル、幅約六・四メートル、舗装面積一、〇七四ヘドベを今回舗装するために百五十万計上いたしました。

次の用悪水路費の工事請負費六十六万四千円の追加でございますが、これは市民センター、北条小学校、給食センター等の排水の参ります南町排水路の改良工事でございます。場所は北条病院の裏手にあつるところでございます。長さ六八メートルを幅一メートル二〇、深さ五〇センチでコンクリートの水路で改良しようとするものでございます。

都市計画費につきましては、人件費の追加でございますので省かせていただきます。以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 消防本部長 (岩田 実君) 九款消防費につきまして御説明申し上げます。

一 目の常備消防費でございますが、九節の旅費におきまして、三万円の追加をお願いする次第でございます。これは年度末三月までの旅費として不足が見込まれますので、計上させていただきます。十節の交際費でございますが、御承知のように本年の六月に日本損害保険協会より中型消防車が一台寄贈になりました。又十一月の当初三ライオンズクラブより救急車の御寄贈がございまして、これは当初におきまして予期しなかつたこととございまして、この引き渡し式あるいは簡単なパーティのようなものを行なつたわけでございますが、来春早々出初め式も計画いたしております。これにつきまして九万五千円の追加をお願いする次第でございます。十二節の役務費でございますが、電話料の不

足分一万三千円、それから十一節より法律改正によりまして、自賠法による掛金の増額分二万円合わせて三万三千円の追加をお願いする次第でございます。

二目の非常備消防費でございますが、十二節の役務費におきまして車検料六百円、それからこれも自賠法の改正によります掛金の増額分一万五千円、それから任意保険の非加入分の負担金といたしまして一万九千八百円、合わせまして三万五千円の追加をお願いする次第でございます。

三目の消防施設費でございますが、これは十九万三千円の減額でございます。当初予算におきまして、十五節の工事請負費中川どめ工事といたしまして、本年は船形川名のどんどん川と西岬の香の二カ所を予定したわけでございますが、船形の川名のどんどん川の川どめにつきましては、地元の御意向によりまして当初計画いたしましたよりもつと堅固なまた水害等を起こさないようなものをつくりたい。こういう御意向でございますので、当初の計画を変更いたしました。本年はどんどん川の川どめ工事は中止ということに相なりましたための十九万三千円の減額補正をお願いする次第でございます。以上よろしくお願いいたします。

○ 教育委員会庶務課長補佐（黒川芳郎君） 教育費につきまして御説明申し上げます。

教育費補正総額五千六十万五千円の減額補正をお願いするわけでございます。一項の抄育総務費でございますが、教育委員会といたしまして、十の交際費五万円、これは館山小学校校舎の防音校舎の改築に伴います防衛施設庁千葉防衛施設事務所と関係機関に対します教育委員会の交際費でございます。

三目資料センター費十一需用費二万円でございますが、これは資料センターの備品の利用度が非常に高いわけでございまして、そのために非常に消耗が激しい。したがって、今回写真機等の修理をすべき個所が生じたので、二万円修理費としてお願いするわけでございます。

二項小学校費でございますが、五千四百二十五万九千円の減額補正でございます。二の教育振興費十一節需用費五万五千円消耗品でございますが、これは下の十八節備品購入費減額二十七万五千円の中の五万五千円でございます。理科教育の設備費ではございますが、二千円未済の消耗品でございますので、需用費に組みかえて支出しようとするものでございます。十八節備品購入費減額二十七万五千円、これはただいまの五万五千円を除きます二十二万円につきましては、富崎小学校の理科教育補助金十一万円が国の認定を受けられなかつた關係上、歳入においても減額しようというものでございます。二十節扶助費、これは要保護、準要保護児童に対します扶助費關係でございます。学用品扶助と修学旅行扶助につきましては、児童数の減少によります減でございます。十六につきましては、国の補助単価の増額に伴います増でございます。給食扶助につきましては、畑小を除く全校完全給食によります一月から三月までの給食扶助費でございます。

三月の学校建設費でございますが、五千四百八十三万二千円の減額でございます。十五節工事請負費五千四百八十九万六千円の減額でございますが、北条小学校建築工事請負費五千五百万円の減額は当初三、三〇五平方メートル一億二千万円を計上いたしましたが、国の負担面積が二、〇〇〇平方メートルと決定いたしました。したがしまして、減少されました一、〇〇五平方メートルに相当する工事費五千五百万円を減額補正しようというものでございます。したがしまして、四十四年度分工事といたしましては、六千五百万ということになるわけでございます。九重小ブルー付帯工事十万四千円につきましては、九重小には循環装置を取りつけたわけでございますが、これに伴います配管工事費でございます。十九節負担金補助及び交付金六万四千円、これは三芳水道企業団から船形小と那古小の二校に對しまして、飲料水を供給しようと思ひまして、その水道工事の負担金でございます。

中学校費でございますが、七十三万五千円の追加でございます。一学校管理費十五の工事請負費の五十万の減額は、

これは房南中旧校舍取りこわし料といたしまして、百五十万計上ずみでございますが、実際に支出いたしましたものが現在八十八万一千円でございます。しかしまだ整理もございまして、一応五十万円の減額補正をお願いしてございます。

二目の教育振興費でございます。扶助費三十五万九千円の追加でございますが、これも要保護及び準要保護児童に対します扶助費、学用品に対しましては、生徒数の減少に伴う減でございます。修学旅行につきましては、園の単価の増加によります増ということになるわけでございます。給食につきましては、全校完全給食実施に伴います一月から三月までの給食扶助費を計上いたしました。

三目の学校建設費でございますが、十五工事請負費十万八千円につきましては、西岬中プールに同じく循環装置を取りつけたわけでございますが、これに伴います配管工事費でございます。負担金補助及び交付金四万五千円につきましては三芳水道企業団から一中の生徒に対しまして、飲料水を供給するための水道工事の負担金でございます。

四項高等学校費は十万円をお願いするわけでございます。一目高等学校総務費十九負担金補助及び交付金十万円でございますが、これは館山市長を会長といたしまして、周囲七町村と雇用者百十四人もつて館山高校定時制教育振興会というものが結成されておるわけでございますが、これに対します補助金でございます。

五項幼稚園費でございますが、幼稚園費は六十八万四千円の追加をお願いするわけでございます。一目幼稚園費の十八備品購入費三万円でございますが、これは東京都安房児童学園より船形幼稚園を指名いたしまして、三万円の寄付がございました。したがしまして、船形幼稚園に対しまして、積木セットを購入いたしたいと考えまして、三万円をお願いする次第でございます。

六項社会教育費でございますが、総額九十六万九千円の追加をお願いするわけでございます。二目の公民館費でございますが、賃金二万七千円、これは公民館看守人の十二月、三月の割り増し賃金でございます。

三目の図書館費でございますが、総額五十一万九千円をお願いするわけでございますが、現在の図書館は御承知のように二階を国民金融公庫に貸しておりますし、図書館本来の建て方でもございません。その上老朽もかなりひどいものでございますから、この際移転を計画いたしましたわけでございます。現在の図書館を土地ぐるみ買取をもらおうよう、ただいま国民金融公庫と契約を取りかわしておる最中でございます。新図書館は北条小跡を予定しておりますが、新図書館のできるまで一時現在の図書館を移転いたす必要がございますので、公民館の北条分館と那古分館に分散引越しを計画いたしました。これはその関係予算でございます。内訳といたしましては、七節の賃金二万二千円でございますが、これは移転に伴います臨時雇い上げ料でございます。十一節需用費でございますが、八万二千円でございますが、これは移転に伴いますダンボール、なわ、敷きもの等の消耗品七万八千円、それから移転先のガラス戸、下見等の修繕料といたしまして、建物修繕料四千円、合わせまして八万二千円でございます。十二の役務費一万円でございますが、通信運搬費、これは移転先の那古分館には電話がございません。したがって、有線を引きたいと考えて、この費用でございます。十五節の工事請負費でございますが、四十万二千円でございますが、これは移転先の北条分館と那古分館の改修工事費でございます。北条分館につきましては、地下を一応事務室にいたしたい。かように思うわけでございます。それとねだ、下見、床板、照明器具の取りつけ合わせまして二十三万でございます。那古分館につきましては照明の取りつけ、ねだ床板の補強十七万二千円、合わせまして四十万二千円になるわけでございます。十八節備品購入費でございますが、那古の分館電話器の購入費でございます。

四目の婦人会館賃賃金五千円でございますが、これは婦人会館の看守人の十二から三月の割り増し賃金の差額でございます。

七項の保健体育費でございますが、総額四十七万四、一目保健体育総務費十八節備品購入費二十万四、青少年層に対

しまして、スポーツ振興の一環といたしまして、剣道を奨励いたしたいと計画いたしました。その防具一式二万円の十組分二十万円をお願いいたすわけでございます。

七ページをお開き願いたいと思います。第二表継続費補正、北条小学校移転改築事業補正前総額二億七千二百二十三万円、補正後総額二億七千二百二十三万円、総額にはかわりはありません。四十四年度当初におきまして、三、三〇五平方メートル一億二千万円を計上いたしました。この補助認定が二、〇〇〇平方メートルと決定いたしました。したがって、一、〇〇五平方メートル減少になつたのでございます。この減少いたしました一、〇〇五平方メートルに相当する工事費五百万円を四十四年度から減額いたしました。それを四十五年度に加えようとするものでございます。

第三表債務負担行為補正、土地購入費、これは昭和四十四年度または四十五年度に南総教育センターの敷地八百三十坪を千五十万円にて購入いたしたいと計画いたしました。債務負担行為をお願いする次第でございます。この件につきましましては、南総教育センターを館山に誘致する段階におきまして、県との話し合いと那古のろう学校売却とのからみ合わせによりまして、南総教育センターの土地は形式といたしましては、寄付の形を取るということで一応の了解点に達したわけでございます。したがって、寄付するためにこの所有者でございます市の開発公社より購入いたしたいと考へまして、債務負担行為をお願いする次第でございます。

九ページをお開き願いたいと思います。第四表地方債補正、北条小学校移転改築事業補正前限度額五千万円、補正後限度額三千万円、二千万円の減でございます。地方債は補助金と密接な関係があるわけでございます。北条小学校につきましましては、当初三千三百七十一万三千円の補助を予定いたしました。国の認定が二千五十三万六千円と決定いたしました。当初より千三百七十七万七千円の減額になつたわけでございます。これに伴いまして地方債も同じ割合をもつ

て減額になつたわけでございます。以上をもちまして教育費を終ります。

○市長（本間 譲君） 開発公社の損失補償額の増額をお願いするわけでございますが、これまで四億円の補償をお願いしてございますが、さらに事業拡大のためにあと二億円合計六億というものを損失補償を追加をお願いしたいと思うわけでございますが、これにつきまして、その内容を申し上げまして、御検討いただきたいと思ひます。

現在、公社が持つておる資産、これは地所が七カ所、これは一般的に開発のためにどこへでも売られる。向こうの計画がよろしければ売られるところが七カ所ございまして、そのほか公共のために開発しているところが四カ所、建物は現在建てておるのが四カ所でございます。土地の総面積は三万四千四百八坪、建物が七百八十坪ということでございまして、これを買ひ受けした原価を申し上げますと、合計で七億二千二百二十一万八千円になるわけでございまして、これを一般に売却する場合には、大体買取額の一割を加算して売る計算と、それから公共団体には一分というような規定がありまして、それらを合合わせますと、その売り上げが現在の時点におきましては、八億六百二十六万七千円ということになるわけでございまして、まあ差し引き利益というとおかしいんですが、差し引き利益金とみなされるものが八千四百四十九万九千円、これを現時点でそういう率によつて処分すれば八千四百四十九万九千円という黒字が出る。こういうことでございまして、まあ皆さま方のほうでも六億を補償してどうなるかというお考えの方も当然ありましようが、内容はそういうことでございまして、決して心配はございませぬし、いわば商品を仕入れておる時期でございまして、これからこれを処分していくわけでございまして、なお、観光開発等によりまして売る地所は一割都合によつては一割五分もいでしょうし、いろいろ先方の事業計画、市の事業計画で認められる事業計画を立ててりつばな開発をする会社に対しては、なるべく安く提供しよう。こういうような考え方でございまして、それを大体一割程度ということでおさえた額でございまして、公共のために公社がたてかえしてあるものは一分です。一分

を加算して充る。こういうことになるわけです。そんなわけでございますから、一応御検討願いたいと思います。

○ 財政課長（長谷川広治君） 以上で歳出の御説明を終らせていただきますが、歳出総額十四億四千三百三万五千円ということに相なります。

引き続きまして、一三ページからの歳入について御説明申し上げます。歳出に関連をいたしまして、確定あるいは予定をいたしております歳入款項目の金額がございます。七款の分担金及び負担金、九款の国庫支出金、十款の県補助金、十二款の寄付金等はそれぞれ歳出に対応した予定あるいは内定をしておる金額でございます。総額一般財源として千六十万九千円を市税ほかの財源に求めてございます。

一款の市税でございますが、今回国有資産等所在市町村の交付金及び納付金で二百九十六万四千円を計上いたしてございます。これは電電公社等いわゆる三公社分の固定資産税に該当するような交付金でございます。内定額が参つております。当初予算額との差がございますので、今回二百九十六万四千円を計上いたしました。

二款の娯楽施設利用税交付金、ゴルフ場の環元交付金でございますが、当初予算に三百七十七万一千円を計上いたしてございますが、現在の交付金の状況から考えて四百七十八万程度の収入が見込めますので、その差額百万九千円を今回追加いたしてございます。

四款の国有提供施設等所在市町村の助成交付金、これはすでに補助指令が八百二万五千円ということで参つておりますので、その差額百五十二万五千円を計上いたしてございます。

六款の交通安全対策特別交付金といたしまして、これも今回補助内示がございまして、二百十六万六千円という数字でございますので、予算との差額十七万三千円を今回計上いたしました。

七款の分担金及び負担金でございますが、児童福祉施設の負担金として二百九十三万八千円、それぞれ公立、私立に

分けて計上してございます。

八款の国庫支出金はそれぞれ歳出に關連する数字でございしますが、大きなものは教育費の国庫負担金として千三百十七万七千円の減額をいたしてございますが、これは先ほども御説明がありました北条小学校の改築の国庫補助等の關連におきまして減額をいたしてございます。国庫支出金で増額計上いたしてございますのは、児童福祉費負担金の四百三十一万八千円、生活保護費の負担金の七百八万五千円等でございます。

十款の県支出金、この大きなものは、一六ヘーリジにございまず小規模草地改良事業補助金として千百七十六万五千円等を計上いたしておりますのが大きなものでございます。

十二款の寄付金、今回七十七万四千円を計上いたしてございます。農林水産業寄付金として六千円を減額をいたしてございます。内容はそれぞれ付記により御了承をいただきたいと思ひます。土木寄付金として七十五万円を計上いたしてございます。これは先ほど歳出で御説明申し上げました安房高前の舗装工事に対します県の負担分でございます。教育費寄付金として東京都安房児童学園から船形幼稚園の設備の費用として三万円が寄付されましたので、今回三万円を計上いたしてございます。

繰り越し金として今回六百五十九万九千円を計上いたしましたが、これは繰り越し総額二千九百六十万八千円でございますので、今回財源の關係で差額の六百五十九万九千円を計上いたしてございます。したがいまして、繰り越し金の予算未計上額は今回でゼロということに相なります。

十五款の諸収入といたしまして、百三十万三千円計上いたしてございます。詳細は説明欄により御了承をいただきましたと思ひます。

十六款の市債として今回総額で千六百万円の減額でございます。内容といたしましては、小規模草地改良事業とし

て三百九十万円の追加、教育費として北条小学校の改築関係の起債額の減額が二千万という数字でございます。以上、歳入も簡単に申し上げましたが、追加額は二千四百五万ということに相なりまして、歳入総額十四億四千三百三万五千円ということに相なります。以上で予算の説明を終らせていただきます。

○ 議長 (西村真次君) 議案第七十八号を議題といたします。

(書記明読)

議案第七十八号 昭和四十四年度館山市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

○ 保健衛生課長 (綱島憲治君) 議案第七十八号について御説明申し上げます。

今回、歳入歳出それぞれ七十万七千円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ三億一千四百三十七万四千円といたしたい計画でございます。

特五ページ歳出から申し上げます。総務費におきまして五十四万円の追加をお願いしているわけでございますが、職員手当、期末手当の関係でございますが五十一万三千円、旅費において二万七千円ほど不足する見込みでございますので、追加をお願いしております。

次に保健施設費でございますが、保健婦設置費におきまして、期末手当関係で二十一万六千円、旅費において三万一千円程度の不足見込みでございますので、追加した次第でございます。

疾病予防費で賃金で四万円、委託料で四万円の減額でございますが、予定いたしましたものがやはり検診の率が少のうございますので、この程度減額できるのではないかと思ひまして更正する次第でございます。

歳入でございますけれども、それに対応いたします歳入といたしまして、保健婦補助金十三万七千円の追加の内示が

ございましたので計上させていただきます。

その不足財源五十七万円でございますが、前年度繰り越し金のうち、五十七万円を充当させていただきたいと思えます。以上でございます。

○ 議長 (西村真次君) 議案第七十九号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第七十九号 昭和四十四年度館山市簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

○ 衛生施設課長 (大嶋重義君) 議案第七十九号について御説明申し上げます。

今回、歳入歳出それぞれ八十八万四千円を追加して、歳入歳出それぞれ二千百九十六万七千円にしようとするものがございます。この内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

特一二ページ歳出の総務管理費におきまして、九十八万円の追加でございます。このうち七節の賃金で八万円でございますが、これは宮城の浄水所におきまして、砂上げ、砂入れ、砂洗いという作業があるわけでございますが、この賃金におきまして不足が生じて参りましたので、これを八万円お願いするわけでございます。

それから、次に負担金補助及び交付金でございますが、二万四千円でございます。内容は説明欄に掲げてございますが、その中で特に水道協会の千葉県支部負担金一万円でございますが、これは当初五千円組んでありましたが、南部簡易水道ができませんで、その面の負担金が本年度になつてふえて参りましたというものがおもなものでございます。あのものはここに掲げてあるとおりでございます。

それから、十二節の役務費と二十四節の投資及び出資金の関係は関連しておりますので一緒に御説明申し上げます。

これは神余の浄水所に電話がございませんでして、本年度一般の電話を申し込んでおつたわけでございしますが、電話局のほうに相談いたしましたところ、あそこはそのわりに一般が使わないので親子電話で十分用が足りるということになりました関係で、この役務費におきましても架設費を当初三十八万円余組んだわけでございしますが、二十三万円で済みましたので、その十五万円の減でございします。なお、この電話債券でございしますが、当初十万円組みましたものがやはり親子電話の関係で四万円で済むということでこの減額でございします。

次に水道管理費におきましての追加でございしますが、需用費におきまして三十八万円でございします。これは自動車の燃料費で四万九千五百円でございしますが、これは水道の範囲が特に南部関係におきましては、広範囲になりました関係で、この程度のものが不足するという見込みでございしますので、お願いいたしました。それから電気の使用料で二十六万円の追加でございしますが、これは南部の簡易水道は今年度はじめて運転に入つたわけでございしますが、今までにそうした運転の実績がなかつたということで、実際にやつて見ますと、非常にこういった電気料がかかるということ、もう一つはこの過ぎた夏に西岬、特に鉈切簡易水道におきまして、一時濁水がございまして、ポンプ二台を昼夜兼行で回したというように不足が生じたわけでございします。それから修繕料の七万円でございしますが、これは水道施設の新築五万円、実は波左間の水源地に昭和三十五年に入れた水中ポンプがございしますが、先般東電の電気関係の検査の結果、水中ポンプそれからタービン関係に修理を要するという指摘をされましたので、この修繕料五万円でございします。それから自動車修繕料で二万円、これは現在水道関係には二台の車がございしますが、水道の範囲が広がつたということで、これぐらい必要ということで計上したわけでございします。

それから、十二節の役務費でございしますが一万四千円、水道では波菌消毒用に塩素を使うわけでございしますが、このポンベの耐圧試験と申しますか、今までポンベのこういう試験はなかつたわけでございしますが、今回三年に一回試験を

することになつたということで、この試験料がはじめて今年度出てきたわけでございます。これが一万四千円でございます。

それから、十五節の工事請負と十六の原材料、これは関連しておりますので一括して申し上げます。請負のほうで六十万減額、原材料費で十一万の追加でございます。これは波左間の地区の水道で一部坂田寄りところが夏になりますという、下のほうで使うということで、管が細い関係で上のほうの関係がともすると水が減つて十分給水できないというので、これを今回配管がえすることになつておりましたが、たまたま配管が県道に敷設されておりました、ちょうど夏場から県道の拡張工事が始まりまして、県のほうでその工事を見合わせてほしいということでこの工事はまだやらなかつたわけでございますが、この県の工事に関連しまして、県のほうでやるからこちらのほうはやらなくてもよろしいということで、この面の予算が浮いて参りました。したがしまして、当初九十万を予定した請負が大体掘さくだけで三十万で済むということになりました。あとのつなぎ工事は市の水道のほうで直営工事でやるということで、配管ビニール七五ミリのものがございますが、この原材料十一万追加したというわけでございます。したがしまして、実際にこれを差し引きますと、九十万のものが請負で三十万、直営で十一万になりますので、四十一万でできるといふことになりまして、大幅な工事費が余つたということの減額でございます。

それから、公債費では追加はございませんけれども、財源の内訳に変更がございまして、当初水道会計から七十二万を予定していたものが、これを一般会計のほうへと変更ということがかかたわけでございます。

それから、歳入でございますが、歳入に対応いたしましたして、歳入におきましては、二款の使用料及び手数料におきまして五万四千円でございます。これは給水装置工事費特に南部地区におきましては、当時蛇口一個までの工事が多かつたのでございますが、その後終つたものについてもこうした工事が当初より出てくるということで、検査手数料の増収

分を計上いたしました。

寄付金で四十五万円でございますが、これは今年度大口の加入によるものが一件出てきた関係がおもなものでございまして、これも一般の水道加入の寄付金が若干当初よりふえましたので、四十五万ということでございます。

それから、繰り入れ金でございますが、三十万の減でございます。南部簡易水道の特別会計の繰り入れ金を減額したものです。南部水道におきましては、起債をおおいでやつておりますので、起債を借りておつて繰り越しを出すことは適当でないということでございますので、これを繰り入れしないという処置でございます。

それから、あと歳出の不足分につきましては、繰り越し金におきまして、前年度繰り越し金百十八万をもつてこれに充てたいというのでございます。以上でございます。

○議長（西村真次君） 議案第八十号を議題といたします。

（書記朗読）

議案第八十号 昭和四十四年度館山市と畜場特別会計補正予算（第一号）

○衛生施設課長（大嶋重義君） 議案第八十号について御説明申し上げます。

今回、歳入歳出にそれぞれ四万五千円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ五百三十五万七千円にしようというのでございます。この内容につきましては、事項別明細書によつて御説明申し上げます。

特一八でございます。歳出から申し上げます。職員手当四万五千円でございますが、これは期末手当でございますので、よろしく願ひいたします。

なお、歳入でございますが、繰り越し金をもつて充てたいと思うのでございます。よろしく願ひいたします。

○ 議長 (西村真次君) 議案第八十一号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第八十一号 昭和四十四年度館山市休養施設特別会計補正予算(第二号)

○ 商工観光課長 (山田俊康君) 議案第八十一号について御説明申し上げます。

休養施設特別会計補正予算第二号、今回歳入歳出それぞれ五十二万二千円を追加し、歳入歳出それぞれ三千四百九十四万九千円にしようとするものでございます。

特の二五ペーシ歳出の経営費におきまして五十二万二千円、七節の賃金四十八万円雑役夫、臨時応接員等の賃金といふこととお願いするわけであります。昨年もお願ひしましたように臨時応接員が非常に定着率がわるくすぐやめていく者がありますために、今後三月までの間臨時に応接員あるいは雑役夫等をピーク時に雇ひ上げていかなければならないといふことで、その不足額四十八万円をここにお願いしたわけであります。

八節の報償費一万二千円につきましても、臨時従業員の奉仕精励金でございます。現実には食費と申しませうか、支給してまた徴収している金額でございます。

一九の負担金補助及び交付金、県下の国民宿舍の運営協議会の負担金に今回三万円お願いする次第でございます。補正額の五十二万二千円の財源内訳でございますが、歳入繰り越し金のうち、繰り越し金が百十万八千四百九十九円でありまして、今回そのうち五十二万二千円をこの財源として計上いたしました。残っておりますのは、五十八万五千四百九十九円がまだ予算化しないものとして残っております。以上です。

○ 議長 (西村真次君) 議案第八十二号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第八十二号 昭和四十四年度館山市館山ユース・ホステル特別会計補正予算(第二号)

○ 商工観光課長 (山田俊康君) 議案第八十二号館山市ユース・ホステル特別会計について御説明申し上げます。

今回、お願いいたしました額は、歳入歳出それぞれ四十八万三千円を追加いたしました。歳入歳出の総額をそれぞれ六百五十九万九千円にしようというものでございます。

特の三一ページ経営費の営業費のうち、十一節需用費四十八万三千円をお願いいたしたい。消耗品費で三十万、まかない材料費で十八万三千円という額でございます。

歳入のほうをちよつと見ていただきたいと思います。事業収入で三十五万三千円、雑入で十三万円、ユース・ホステル会計におきましては、当初予算にお願いいたしました見込み宿泊者数、利用客数が八千五百人でございました。現在の三月末までの見込みでは九千五十人ほどになるという見込みでございます。利用者が伸びておりました。歳出面でもまかない材料費あるいはそれに伴います消耗器材費等が不足をきたして参りましたので、今回お願いするわけです。特に消耗器材費の中で金額の多いのは、実は来年度当初にお願いできるのではないだろうかということで、当初予算のときに話は出しましたが、何とか持たせようと考えておりました毛布が、ついにお客さんが多く参りまして、使用頻度も激しいために毛布百枚ほどどうしても購入しなければならぬ状態になりましたので、消耗器材費で毛布百枚ほど今回補正でお願いしてある次第でございます。

収入の面で宿泊料二百五十掛ける五百五十人というふうにお願ひしてございます。なお、宿泊が五百五十人でありながら、夕食、昼食、朝食等それぞれ人数がかわつておりますのは、朝食を食べないで帰る人あるいは夕食を食べて宿泊す

る人等々ございますので、今までのデータを参酌いたしました。このように計上させていただいた次第でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○ 財政課長 (長谷川広治君) たいへん説明をしましてから申しわけございませんが、一般会計の二五ページに印刷上の誤まりがございましたので、御訂正をお許しいただきたいと思ひます。二五ページの中段にございます館山市安房郡医師会病院レントゲン車と「車」という字を挿入いただきたいと思います。それからその下の二項の「清掃費」が「消掃費」ということになっておりますので、二つ御訂正をいただきたいと思います。

延 会

○ 議長 (西村真次君) 本日の会議はこれにて延会といたします。次会は明十六日を議案審査のため休会とし、十二月十七日午前十時開会といたします。

その議事は本日に引き続き各議案の審議といたします。長時間ご苦労さまでした。

午後四時十二分 延 会

○ 本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名員の指名
- 一、会期の決定
- 一、議案第六十九号 議案第七十号
- 一、認定第一号乃至認定第七号、議案七十一号乃至議案第八十二号

